

日本経済新聞朝刊

2011年8月18日付「ゼミナール」

※他のサイトやソフト等の電子媒体への
転載を禁じます。

営業開始の年代別にみた原発の数

	営業開始の年代			
	1970~ 79年	80~ 89	90~ 99	2000 ~
原発(電力会社)				
福島第1(東京電力)	6基			
福島第2(東京電力)		4		
女川(東北電力)		1	1	1
浜岡(中部電力)		1	1	1
上記以外	12	10	13	3

(注)日本原子力産業協会「日本で運転中の原子力
発電所」などを基に作成

ゼミナール

福島第1原子力発電所の事故
後、全国の原発の安全性確保を
巡って政策の混乱が続いてい
る。静岡県御前崎市にある浜岡

原発は菅直人首相の要請で運転
停止となった。他の原発ではス
トレステスト(耐性検査)を実
施する方針が示されたものの、

いのであれば、厳格な安全規制
が事前に必要であった。

原発の安全管理のあり方を巡
っては、推進と規制の立場の利
益相反があった。直接の規制当
局である原子力安全・保安院が
推進役である経済産業省の中
にあったからだ。保安院は経産省
から分離し、原子力の安全規制
に専従する独立機関を設立すべ
きた。政府は2012年度にも
原子力安全庁(仮称)を設置す

復興への経済戦略 ②

原発政策

利益相反解消し安全規制を徹底

実施には時間がかかりそうだ。

原発の安全性基準づくりには
立地や経年数、炉型(容積が十
分かどうか)、故障の履歴の4
点が重要とされる。日本ではま
だ十分に考慮されておらず、定
期点検後の原発再稼働のめども
立たない。原発問題は将来の電
力需給や、今後の日本経済の成

長力に大きな影響力を持つ。

浜岡原発の運転停止を巡って
は、なぜ浜岡だけ危険なのか国
民が納得できる形で説明されな
かった。他の原発を抱える自治
体が定期点検後の再稼働に慎重
になるのは当然である。安全な
原発の再稼働を可能にするため
に、原因の徹底検証が必要だ。

原発事故による被害者補償を
定めた原子力損害賠償法には、

「異常に巨大な天災地変」によ
る事故なら電力会社を免責にす
る規定がある。福島第1原発の
津波対策の不備は、この免責事
項に起因するモラルハザード
(倫理の欠如)の可能性がある。
事故損害を事業者に負担させな

る方針であり、実効性のある組
織にすることが望まれる。

原発の立地や運営のため自治
体に配分される電源立地交付金
について、使途をさらに自由化
して基金設置を可能にすること
を検討すべきだ。原発近くから
引越せる選択肢を希望住民に
提示できるよう自治体の外への
移住費や、事故の際の避難費に
基金を使えるようにすべきだ。
(東京大学教授 伊藤隆敏)